

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動指針

(令和4年6月8日改訂)

本指針は、新型コロナウイルスの感染防止のため、本学の課外活動団体（大学が許可した部活及びサークル活動の双方を含む）が学内及び学外の施設・設備を利用して行うすべての活動において従うべき対策を示すものです。本指針は、「コロナとのつきあい方滋賀プラン」にも対応しています。

新型コロナウイルス感染症は、一般に高熱や強いだるさ、呼吸困難、味覚や嗅覚の異常などの症状が現れますが、発症2日前から感染力があります。したがって発症前や軽症または無症状（無症候性ウイルスキャリア）で本人が気づかずに、周囲の人に感染を広めることもあります。感染は、飛沫感染や接触感染（物を介した感染を含む）が主な経路とされ、特に閉鎖空間や近距離での会話、多人数での発声行為等の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても微小飛沫の飛散により感染のリスクがあります。新型コロナウイルスのこうした感染の特徴と症状に十分に留意して、課外活動を行ってください。

感染を拡大することのないようにするには、課外活動団体及び参加者一人ひとりが、決して「自分は大丈夫」と思わず、感染から身を守りながら、人にうつさないよう徹底して取り組むことが必要です。

課外活動団体は、新型コロナ感染症が終息し、大学から活動の制限解除が出るまでの間、それぞれの活動においては、以下に掲げる対策を講じてください。本学は、各課外活動団体の対策を確認し、必要な取組がなされていないと判断する場合には、この指針に従って、規模、時間、参加人数、範囲等縮小又は制限等するよう求め、従わない場合は、学内施設の利用を禁止し、又は活動の休止を求めることがあります。

1. 管理上の措置

- ① 課外活動団体は、本学が事前に課外活動計画書を提出するよう求める活動（注1）について課外活動計画と活動中の感染防止策を本学（大津キャンパスは教育学部学生・就職支援係、彦根キャンパスは学生支援課学生支援係）に届け出ること。
- ② 発熱、咳、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常などの体調不良となった参加者は、速やかに大学及び所属課外活動団体に連絡すること、また課外活動団体は参加者の体調不良を知った時は直ちに本学に連絡すること。
- ③ 課外活動団体は、本学と常時連絡がとれるようにすること。
- ④ 本学のトレーニングルームの使用人数については、使用者と補助者を含め大津地区については12名以内、彦根地区については20名以内に限定し、使用にあたっては①の係に課外活動計画を届出、承認を得た上で使用を認める。

なお、同一時間帯に一度に使用できる課外活動団体数は1団体に限る。

また、使用の際は、十分に換気を行い、使用前後にはトレーニング機器のアルコール消毒を行うとともに、使用するトレーニング機器の間隔を空け使用すること。

- ⑤ 団体の代表者は、参加者の氏名、連絡先、健康状態を記録（課外活動記録）し、大学から

の求めに応じ直ちに提出できる状態にしておくこと。

対外試合や本学以外の団体との共同活動を行う場合は、相手団体の代表者あるいは活動主催者と常に連絡できる状態にしておくこと。

- ⑥ 対外試合や本学以外の団体との共同活動を行う場合は、双方の活動指針を遵守すること。
- ⑦ 会飲食を伴う行事や宿泊を伴う活動は行わないこと。

ただし、課外活動団体が加盟している各中央競技団体や連盟等の公式戦への出場が宿泊が必要な場合は、感染症対策（特に個室であることや食事の際には座席間を空ける、対面としない等の感染症対策）を記載した課外活動計画書を提出することにより、宿泊を認める場合がある。なお、学外施設での宿泊の伴う合宿練習については、別に定める「課外活動における合宿練習について（令和4年5月25日）」により夏季休業期間中に限り認める場合がある。

2. 活動上の措置

(1) 参加者について

- ① 新型コロナウイルス感染症の特徴と本指針の内容を参加者に周知し、遵守させること。
- ② 活動に参加する者は自宅等で毎日、体温を計測すること。
- ③ 参加者自身及びその同居人（家族等）に少しでも発熱、咳、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常などの体調不良がある場合は参加しないよう徹底すること、及び参加者自身にこのような症状が出た場合には、直ちに本学及び所属活動団体に連絡すること。
- ④ 参加者の中に、感染者が確認された場合又は濃厚接触者等感染の疑いのため保健所の指示により自宅等での待機中の者が確認された場合は、直ちに活動を中止すること。
また、参加者が感染者である場合、団体の代表者は団体内の体調不良者の有無について確認を行い本学に連絡すること。
- ⑤ 厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（注2）」を積極的に利用すること。
- ⑥ 参加者の数は100人以内とし、課外活動への参加や出席を強制しないこと。
ただし、屋内の教室等を使用する場合の参加者の数は、収容定員の半数以下（上限100名）とすること。
また、体育館を使用する場合の参加者の数は、体育館全体で100人以内とすること。
- ⑦ 活動前後の会飲食は、行わないこと。昼食をとる場合でも部員同士で誘い合って食堂等（下宿等も含む）に行かないこと。

(2) 活動について

- ① 参加者は活動前後に手指消毒を確実にすること。手指消毒用アルコールがない場合は、石鹸による手洗いを確実にすること。
- ② マスク着用については、次のとおりとすること。
 - ・屋外の活動実施中（マネージャーを含む）でほとんど会話を行わない場合はマスクを着用する必要はなく、会話をを行う場合でも身体的距離（2m以上が目安）が確保できる場合はマスクを着用する必要がないこと。

- ・屋内におけるスポーツ系の活動実施中の場合、運動中の呼吸を確保するため、必要があればマスクを外してもよいが身体的距離（2m以上が目安）を確保すること。近距離で組み合ったり接触したりする活動のマスク着用にあたっては、加盟している各中央競技団体や連盟等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専門的知見を活かし策定した指針等（以下、「各中央競技団体や連盟等の指針」）に沿って対応すること。
 - ・上記の活動実施中以外及び上記以外の課外活動団体については、これまで通りマスク着用等、基本的な感染対策をとること。
- ③ 屋内での活動は、できる限り常時窓、扉を開放する。常時開放が難しい場合は、少なくとも1時間おきに、屋内の空気が入れ替わるように換気すること。
 - ④ 部室、更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間の使用はできる限り行わない。使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守ること。
 - ・可能な限り、一人ずつの使用とすること。
 - ・複数の者が使用する場合は、一度に使用する人数を最少限にし、シャワー等マスクを着用できない場合を除き、マスクを着用して利用する。マスク着用の場合であっても、身体的距離（2m以上目安）を確保し、会話せず短時間で行うこと。
 - ⑤ 活動終了後に、共用した物（情報機器、ボールなど）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）をアルコールで清拭消毒すること。可能ならば晴天下の日光消毒も有効利用する。
 - ⑥ 課外活動団体が活動を実施する際は、この活動指針及び各中央競技団体や連盟等の指針を遵守すること。

注1：本学が事前に課外活動計画書を提出するよう求める活動

- ①公式戦、定期戦、演奏会、練習試合
- ②イベント参加
- ③本来の活動以外の活動（新歓活動、交流会等）
- ④学生会（彦根）、学生自治会（大津）の各組織が行うイベント活動
- ⑤トレーニングセンター、ギャラリー（彦根キャンパスのみ）の利用

注2：新型コロナウイルス接触確認アプリ

利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けられるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができます。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることを期待されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html